

裏面白紙

内閣閣甲第二六三號屬一

昭和十四年十二月十二日

内閣書記官長 遠藤柳作



書記官

書記官

樞密院書記官長 堀江季雄殿

理事官

昭和十五年ニ於ケル國民精神總動員運動實施方針ニ關スル件

今般昭和十五年ニ於ケル國民精神總動員運動實施方針國民精神總動員委員會委員長ヨリ別紙ノ通報告有之右方針ニ基キ關係各方面ニ於テ適當措置シ極力其ノ目的達成ニ努ムル様閣議決定相成候條可然御配意相成度依命此段及通牒候

七四

封
四
一
四
一
〇
三
號

裏面白紙

閣情精第四八號

昭和十四年十二月十一日

國民精神總動員委員會委員長 河原田 稼 吉 團

內閣總理大臣 阿 部 信 行 殿

本月七日開催シタル國民精神總動員委員會第十回總會ニ於テ「昭和十五年ニ於ケル國民精神總動員運動實施方針」及「紀元節國民奉祝實施要綱」別紙ノ通夫々決定有之候ニ付此段及報告候

昭和十五年に於ける國民精神總動員運動實施方針

(昭・一四・一二・七)
國民精神總動員委員會決定

昭和十五年に於ける國民精神總動員運動は、曩に國民精神總動員委員會に於て決定せられた各種方策の具體的實踐を更に一層強化擴充すべきことは勿論であるが、此の年は又支那事變の處理と國際情勢の轉移をめぐつて帝國國運の隆替を決する重大なる時機に直面し國民の日常生活には一段の困難の加はるべきことが豫想せられるので、本運動の飛躍的進展を圖る必要がある。

加ふるに恰も光輝ある紀元二千六百年に相當するを以て、此の意義ある年を期して愈々強力日本態勢の強化を圖り、東亞新秩序の建設を推進する爲、強力政治を斷行すると共に益々堅忍持久の精神を振起し舉國不動の決意を以て事變目的貫徹に邁進すべきである。之がためには特に左の諸點に力を注ぎ本運動を實施する必要がある。

一、尊國の大理想と光輝ある國史に基き、東亞新秩序建設の世界史的意義を強調して、益々勇往邁進の氣魄を昂めること。之がためには現下世界情勢の推移と日本を中心とする東亞の歴史、文化等に對する國民の認識を一層深める方法を講ずると共に、新東亞建設の意義の闡明に努めること。

二、舉國一體たるの國民的信念を益々昂揚すると共に、皇運扶翼の奉公精神を國民の日常生活の間に具現するに努めること。特に戰時重大時局の眞義を忘却せる非國民的行爲の潛行及び一切の不健全現象を根絶し、戰時國民道德の確立により、東亞の指導的立場にある大國民的道德の具現を期すること。

三 經濟統制の強化に伴ひ國民の經濟生活に及ばず影響益々大なるべきを以て不撓不屈如何なる困苦缺乏にも堪へるの精神力を振起すると共に、公私生活の全面的且徹底的刷新を断行するため興亞生活運動（假稱）を強力に展開すること。

四 事變處理の進展に伴ひ思想國防の重要性益々加はるべきを以て、言論機關、社會教育機關等の活動を促進し國論の統一強化を圖ると共に一層民意を暢達し直熱なる國民の聲を十分政府の施策に反映せしめ官民一體難局の打開に導進する様方途を講ずること。

五 事變の長期化に伴ひ餘餘の熱意漸次減退する虞あるを以て、此の際一層之に對する國民の關心を深め前線後一體たるの國民的信念を昂揚して軍事援護の完璧を期すること。

六 國民精神總動員運動の實績を一層效果的ならしめる爲地域別、職場別、團體別の實踐網を整備強化して極力其の活動を促進すること。

特に各種の同種團體の統合整理を断行すること。

七 都市に於ける國民精神總動員運動の實績は未だ不充分なるものあるを以て、他の方面に及ばず影響の甚大なるに顧み特別なる徹底對策を講ずること。尙ほ社會の指導的地位に在る者竝に殷賑産業關係者に一段の注意と實踐とを促すこと。